

- 〔 1. 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
2. 従業員の労務管理に関する手続 〕

1. 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行

重点分野	指摘事項	回答省庁	指摘事項に対する回答
従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	<p>1 自治体に対して、本年3月末に「可能な限り平成29年秋頃から電子入力を用いた運用を開始できるよう」対応を依頼した結果について、早急に調査すべきである。また、標準様式を広く普及させるため、本日の審議(参考資料等)を踏まえて、事業者にとって一括処理が可能であり、かつ、自治体の複数の選択(追加項目等)にも対応できるよう標準的様式を見直し、改めて自治体に対して再度通知を出すべきである。具体的な調査方法、見直し内容及び対応スケジュールを示されたい。</p>	<p>内閣官房 内閣府 厚生労働省</p>	<p>本年3月に通知した「電子入力対応様式を用いた運用」及び本年8月に通知した「標準的様式の活用」について、年内に、現在の活用状況、今後の活用予定等に関する調査を自治体に依頼する。</p> <p>また、当該調査の依頼と併せて、標準的様式の活用方法に関する留意事項(項目を加除修正する場合には当該様式の枠を修正せず、備考欄以降に必要項目を追加したり、不要項目を明示したりすべきこと等)を示すとともに、改めて「電子入力対応様式を用いた運用」や「標準的様式の活用」を自治体に依頼する。</p> <p>さらに、当該調査の結果や行政手続部会での審議内容等を踏まえて、標準的様式の見直しを含め必要な対応を検討してまいりたい。</p>
	<p>2 行政上の文書については、私人間の権利関係のような厳格な証明は不要である(本件においても法人の印鑑証明書を求めているものではない)と考えられるため、就労証明書への社印等の押印を省略すべきである。</p>	<p>内閣府 厚生労働省</p>	<p>待機児童問題がある中で、社印等の押印を省略した場合、就労証明書の偽造が誘発され、そのような社会的信頼性に欠ける就労証明書を用いて支給認定や利用調整の手続を行うことはできないとの自治体の意見もあるため、かえって標準的様式の普及を妨げるおそれがある。このため、現時点において、社印等の押印を省略することは困難である。</p>
	<p>3 内閣府の基本計画のコスト計測について、現状の作業時間は、本年の医療・介護・保育WGにおいて、事業者が提出した作業時間を用いている一方で、削減効果については、事業者による試算値(62%の削減)から大きく下がっている(23%の削減)。事業者に標準様式を示してヒアリングをした上で、内閣府による具体的な試算方法やその相違が生じた具体的な要因について、示されたい。</p>	<p>内閣府</p>	<p>基本計画に記載のある現状の作業時間については、事業者(NTTデータ)が作成した作業時間を用いた。</p> <p>改善後の作業時間については、事業者は、手書き及び手入力を排除し、人事給与システムより帳票を半自動出力化することを前提としているが、全ての企業が現時点でそのような対応を取ることが困難であると考えられることから、内閣府としては、より確実かつ現実的に削減が見込まれるものを前提とした。</p> <p>具体的には、一定の標準化をしたことにより、作成時間については約3割減(事業者は約8割減)、元々手作業が残っているチェック・押印・郵送時間については、チェック部分での短縮により約1.5割減(事業者は約4割減)としている。</p> <p>なお、標準的様式を事業者に示して上記の前提の違いについて確認をした。</p>

2. 従業員の労務管理に関する手続

重点分野	指摘事項	回答省庁	指摘事項に対する回答
従業員の労務管理に関する手続	1 労働基準法等の手続において、電子申請率が1%未満という現状において、今回の検討チームの審議を踏まえ、普及・啓蒙の取組を具体的にどのように実施していくのか。	厚生労働省	<p>労働基準法等の手続については、すでに他分野の手続において電子申請を活用している企業等を最初のターゲットとして、電子申請の手順を解説したリーフレット等により、電子申請の普及促進を図ってまいりたいと考えている。</p> <p>さらに、これまで電子申請を利用したことがない企業等にも電子申請を利用いただけるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口に出出があった際などあらゆる機会を通じて電子申請の利用勧奨を行う ・厚労省HPに労働基準法等の手続に係る電子申請のページを新設し、電子申請周知リーフレットや手続の進め方の解説を掲載する ・関係団体に対し、電子申請の利用促進について要請を実施する等の方法により積極的な周知を行ってまいりたい。
		国土交通省	<p>普及・啓蒙の方法は、事業者団体や運輸局等の窓口を通じて行う方法が良いと考えている。</p> <p>なお、申請者が電子申請を利用できる環境にあるのかなど、実態を把握・分析した上で、具体的な取組を検討したい。</p>
	2 労働基準法等の手続において、電子申請時に控えを申請者に返送するために、平成30年度を目途にシステム改修を実施し、平成31年度に稼働予定とのことであるが、システム改修が完了するまでの経過措置（紙で控えを返送する等）は具体的にどう対応するのか。	厚生労働省	<p>システム改修が完了するまでの経過措置として、遅くとも平成30年度から、紙で控えを返送することを考えているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤送付を防止するための対策 ・社会保険労務士が提出代行した場合の返送方法 ・返送にかかる経費 <p>等の課題を解決する必要があるため、返送方法等具体的な内容について今後検討してまいりたい。</p>
3 雇用関係助成金について、整理・統合も含め、実態面での簡素化を十分に行った上で、ウェブ上で完結する手続とすべきと考えられる。具体的に検討を進め、基本計画に反映すべきではないか。	厚生労働省	<p>雇用関係助成金に係る手続の簡素化にあたっては、実態面での簡素化が重要だと考えており、支給要件の見直し等について、現在省内で検討中である。当該検討結果を踏まえた上で、次回の基本計画の改定時には実態面の簡素化についても盛り込むこととしたい。</p> <p>なお、ウェブ上で完結する手続については、ご指摘を踏まえ、実態面での簡素化を十分に行った上で検討していきたい。</p>	